

## 総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

### 1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和4年度機構・定員査定の結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

### 2 改正内容

| 局名等     | 改正内容                  | 改正条文   |
|---------|-----------------------|--------|
| 行政管理局   | 調査法制課法制管理室（所掌事務の変更）   | 第16条   |
| 行政評価局   | 総務課企画官(1)（振替廃止）       | 第18条   |
|         | 政策評価課企画官(1)（新設）       | 第18条の3 |
| 自治行政局   | 住民制度課企画官(1)（振替新設）     | 第22条   |
|         | 市町村課企画官(1)（振替廃止）      | 第22条の2 |
| 自治税務局   | 都道府県税課企画官(1)（新設）      | 第34条   |
| 情報流通行政局 | 放送政策課外資規制審査官(1)（振替新設） | 第48条   |
| 総合通信基盤局 | 総務課調査官(1)（振替新設）       | 第55条   |
|         | 電波環境課企画官(1)（振替新設）     | 第64条   |

上記のほか、所要の改正を行う（第81条及び第86条）。

### 3 公布日

令和4年3月25日

### 4 施行期日

令和4年4月1日